

成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援につなげるため、地域における相談窓口の資質向上を目的に「成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※本事業は「令和2年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名（又は業務名）

成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業

(1) 事業の趣旨・目的

自治体職員（成年後見を専門としない窓口職員をいう。以下同じ。）や地域の相談機関等（地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所等をいう。以下同じ。）の職員が、成年後見制度の利用が必要なケースを早期に発見し、必要な助言・つなぎなどの対応が行えるよう、具体的な事例や対応がわかるような教材（手引き書）や研修プログラムの作成等を行うもの。

(2) 事業概要

「成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業委託仕様書」に基づき、以下の事業を行う。

① 成年後見制度の手引きの作成業務

自治体職員や地域の相談機関等の職員がそれぞれ対応する相談や支援において活用可能なものとなるよう、具体的な事例等から構成される「成年後見制度の手引き」と相談対応に役立つツールを作成する。

② 研修プログラム等作成業務

ア 自治体職員や地域の相談機関等の職員を対象とし、「成年後見制度の手引き」を活用した研修プログラムを作成する。

イ 自治体や地域の相談機関等が自ら研修を運営できるよう、研修プログラムと研修を実施するための研修実施マニュアルを作成する。

③ 講習会の実施

自治体や地域の相談機関等を対象に、上記①、②の内容を周知するための講習会を実施する（府内において1回以上、対象総人数200名程度）。

④ 上記①～③の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

(3) 委託上限額

7,087千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和2（2020）年2月18日（火）	公募開始
令和2（2020）年2月25日（火）	説明会開催
令和2（2020）年3月2日（月）	質問受付締切
令和2（2020）年3月17日（火）	提案書類提出締切
令和2（2020）年3月25日（水）	選定委員会（予定）
令和2（2020）年4月1日（水）	契約締結
令和2（2020）年4月1日（水）	事業開始
令和3（2021）年3月31日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であ

- ると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
 - (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
 - (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
 - (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
 - (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
 - (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和2（2020）年2月18日（火）から令和2（2020）年3月2日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後6時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画推進グループ

住 所：大阪府中央区大手前三丁目2番12号 府庁別館8階（地図参照）

電話番号：06-6944-6657

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、地域福祉課ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/seinenkoukenpurogura.html> からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和2（2020）年2月18日（火）から令和2（2020）年3月17日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後6時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

- ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、コピー 9 部）
- イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、コピー 9 部）
- ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、コピー 9 部）
- エ 共同企業体で参加の場合
 - ① 共同企業体届出書（様式 4：1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 5：1 部）
 - ③ 委任状（様式 6：1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 7：1 部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式 8：1 部）

※その他、添付書類

- ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- イ ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ① 常時雇用労働者数が 45.5 人以上の事業所の場合
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 45.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
 - （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を

併せて提出して下さい。)

- ・報告義務のある方のみ提出してください。

②常時雇用労働者数が45.5人未満の事業所の場合

- ・障がい者の雇用状況に関する報告書（様式は任意）

カ ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式10：1部）

キ 生活困窮者自立相談支援機関利用証明書（様式11：1部）

- ・自立相談支援機関が発行しているもの

オ～キは、雇用の実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会の開催

(1) 開催日時

令和2（2020）年2月25日（火） 午後3時から4時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府庁別館8階「大阪府福祉部地域福祉推進室 社会援護課会議室」

（住所：大阪府中央区大手前三丁目2番12号）

(3) 申込方法

所定の申込書（別添1）により、電子メール又はFAXでお申し込みください。

また、送信後、電話にて着信の確認をしてください。

- ・電子メールアドレス：chiiki-fukushi-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ・FAX番号：06-6944-6681

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和2（2020）年2月21日（金）午後3時まで



6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和2（2020）年3月2日（月）午後6時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：chiiki-fukushi-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 所定の質問書（別添2）により提出してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後6時まで）

（大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画推進グループ 電話：06-6944-6657）

イ 質問への回答は地域福祉課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/seinenkoukenpurogura.html>）に掲示し、

個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員による多数決で決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 審査の結果、審査項目「事業目的及び事業内容」の(1)から(4)の各項目得点が過半の得点であり、かつ、100点満点中60点以上の者の中から最優秀提案者(及び次点者)を決定します。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容 〔別紙仕様書6Ⅰ参照〕	(1) 事業目的及び内容に対する理解について ・自治体職員や地域の相談機関等の職員による、成年後見制度の利用促進に向けた対応のあり方についての考え方は明確か。	10点
	(2) 成年後見制度の手引き作成について ・成年後見制度を理解できる内容となっているか。 ・成年後見制度が必要な人について理解できる内容となっているか。 ・どのような場合に、どのような対応をとるべきかが正しく理解できるよう、具体的な事例と対応策が示される内容等となっているか。 ・自治体職員や地域の相談機関等が、対応する相談や支援において活用できる効果的なツールが示されているか。	30点
	(3) 研修プログラム等の作成について ・研修プログラムは、研修の進め方、各講義の所要時間とねらい、内容、解説などを記載し、構成が明確かつわかりやすいものとなっているか。 ・研修プログラムについて、具体的、効果的な提案がなされているか。 ・研修実施マニュアルは、使いやすく、かつわかりやすいものになるよう具体的、効果的な提案がなされているか。	30点
	(4) 講習会の実施 ・講習会実施の周知、成年後見制度の手引き、研修プログラム等の内容の周知について具体的、効果的な提案がなされているか。	10点
業務運営体制の組織及び業務計画等 〔別紙仕様書6Ⅱ参照〕	(1) 業務計画及び実施体制 ・計画的な事業スケジュール及び業務運営計画が提案されているか。 ・業務の実施にあたり、組織体制や人員配置は適切か。また、受託者が複数の者からなる場合においては、役割や責任分	10点

	<p>担等があいまいなものとならないための方策が盛り込まれているか。</p> <p>(2) 研修等実績 ・本事業に携わる者の業務経験、類似事業での実績について</p> <p>(3) 大阪府の福祉施策への対応として、障がい者、ひとり親家庭の親または、自立相談支援機関利用者の雇用がなされているか。</p>	
価 格 点	<p>(1) 次の計算式により費用見積に係る価格点を算出する。 (小数点以下は切り捨て)</p> $\text{価格点満点} \times \frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{提案価格}}$	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を地域福祉課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/seinenkoukenpurogura.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、大阪府と協議のうえ、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払をすることができるものとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式9）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条

第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。